破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２４５号
千葉県市川市二俣622番地
債務者　有限会社朝来電気商会
代表者清算人　岩田　忠一
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　友洋
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２５号
北海道小樽市住ノ江１丁目８番25号
債務者　一タ高田商事株式会社
代表者代表清算人　高田　榮子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿角　健太
4　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午後１時30分
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１０号
岩手県九戸郡洋野町大野第17地割51番地１
債務者　有限会社森外推進工業
代表者代表取締役　森外　吉郎
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　秀栄
4　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午前11時
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第１７２号
熊本市中央区安政町２番29号
債務者　株式会社セレクトリア
代表者代表取締役　廣松　秀之
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三藤　省三
4　破産債権の届出期間　平成26年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午後１時30分
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２号
京都府宮津市字漁師1775番地の25
債務者　宮津食品卸売協同組合
代表者代表清算人　今森　正己
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　洋平
4　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前10時30分
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第６０号
群馬県伊勢崎市宮子町3618番地３
債務者　株式会社藤商群馬
代表者代表取締役　馬場　伸好
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　勇樹
4　破産債権の届出期間　平成26年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後２時
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１２号
広島市安佐南区高取南２丁目20番30号
債務者　有限会社瀬戸内アロエ
代表者取締役　須恵真由美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡木　健志
4　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３号
広島市安佐南区高取南２丁目20番30号
債務者　株式会社ヴァルトインターナショナル
代表者代表取締役　林　美智子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡木　健志
4　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６号
山口県下関市大和町１丁目16番１号本館401号
債務者　有限会社島田商事
代表者代表取締役　泉　　俊秀
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花岡　　淳
4　破産債権の届出期間　平成26年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
和歌山県有田郡広川町大字広1554番地
債務者　有限会社たけや
代表者代表取締役　池宮　　聡
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪川　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後２時15分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３号
香川県観音寺市高屋町947番地１
債務者　有限会社三好工業
代表者取締役　三好くるみ
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石合　由明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午前10時
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第７５号
大津市打出浜９番11号
債務者　株式会社ホーム・ラボ
代表者代表取締役　水谷　國廣
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前10時20分
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１号
山口県玖珂郡和木町和木５丁目８番37号
債務者　中谷ホールディングス株式会社
代表者代表取締役　中谷　泰周
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　憲治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前11時30分
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１１３号
兵庫県尼崎市神田中通６丁目220番地
債務者　株式会社プースカフェスタイル
代表者代表取締役　中野　京介
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係